

〔平成31年4月1日〕
〔大洲市要綱第92号〕

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱の制定について
大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

大洲市長 二宮隆久

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 大洲市町家等活用改修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、大洲市が主務大臣の同意を得て作成した地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「大洲市基本計画」という。）に適合するとして、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者（以下「地域経済牽引事業者」という。）が、大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本計画で定める町家・古民家等の歴史的資源を活用するエリア領域（以下「町家活用エリア」という。）において、町家・古民家等の歴史的資源を改修し、活用することに対して補助を行うことにより、街なみ環境を整備し、歴史的風致の維持及び向上を図るとともに地域経済の活性化及び地域の成長発展の基盤強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 地域経済牽引事業計画 地域未来投資促進法第13条の規定により、大洲市基本計画に適合するとして、愛媛県知事から承認を受けた計画をいう。
- (2) 大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本計画 大洲市観光まちづくり戦略会議において策定された大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本計画をいう。
- (3) 町家・古民家等の歴史的資源 大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本

計画において選定された主要物件及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）により認定された大洲市歴史的風致維持向上計画で定める歴史的風致形成建造物及び指定候補物件をいう。

（補助事業及び補助事業者）

第4条 補助金交付の対象となる事業は、町家活用エリア内において地域経済牽引事業者により実施される地域経済牽引事業計画に基づく町家・古民家等の歴史的資源を改修し、活用する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 対象経費の区分、補助率及び上限額は別表第1のとおりとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金交付の対象者は、地域経済牽引事業者とし、町家・古民家等の歴史的資源の土地及び建物の所有又は10年間以上の賃貸借契約を締結（予定を含む。）している者、かつ10年間以上の大洲市町家等活用における一般公開の協定（様式第1号）を本市と締結している者（以下「補助事業者」という。）に限る。

（補助事業者の責務）

第5条 補助事業者は、法令等の定め及び補助金の交付の目的に従い、誠実かつ適正に補助事業を行わなければならない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があると

きは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件により、補助事業ができないときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内(市長が別に期日を定めたときは、その期日まで)に、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付申請取下書(様式第6号)により、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をした場合は、大洲市町家等活用改修事業費補助事業事情変更通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告等)

第12条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(工事着手確認)

第13条 補助事業者は、実施設計等が完了し、工事内容が確定したときは、大洲市町家等活用改修事業費補助事業工事着手確認届(様式第8号)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該届出の内容を調査し、工事着手すべきものと認めるときは、大洲市町家等活用改修事業費補助事業工事着手確認通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第14条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、大洲市町家等活用改修事業費補助事業遂行命令書(様式第10号)により、決定内容に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、大洲市町家等活用改修事業費補助事業一時停止命令書(様式第11号)により、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の命令をする場合において、補助事業者が市長の指定する期日までに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らないときは、第21条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

(補助事業の変更等)

第15条 補助事業者は、第8条に規定する決定通知書を受けた後において、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ大洲市町家等活用改修事業費補助事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審

査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助事業の変更等の承認をすべきものと認めるときは、大洲市町家等活用改修事業費補助事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに大洲市町家等活用改修事業費補助事業執行遅延（不能）報告書（様式第14号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに大洲市町家等活用改修事業費補助事業実績報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 事業実施報告書（様式第16号）
- (2) 収支決算書（様式第17号）
- (3) 支払明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類等

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第18号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第18条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 前項の規定による命令に従って行う補助事業については、第16条の規定を準用する。

（補助金の交付）

第19条 市長は、第17条の規定による補助金の額の確定後において補助金を

交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付請求書（様式第19号）に第17条の補助金交付額確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（概算払）

第20条 市長は、前条の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号の規定により、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより、補助金の交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

- 2 前条第2項の規定は、補助金の概算払の請求について準用する。

- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第16条の規定により実績報告を行う際に、大洲市町家等活用改修事業費補助金精算書（様式第20号）を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等に違反したとき。
- (5) その他補助事業の実施に関して市長の指示に従わないとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付決定取消通知書（様式第21号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第22条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、大洲市町家等活用改修事業費補助金返還命令書（様式第22号）により、その返還を命じなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命じなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、大洲市町家等活用改修事業費補助金消費税額確定報告書(様式第23号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第24条 補助事業者は、第22条第1項の規定による取消しにより補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

4 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

5 市長は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 前項の規定により申請をする場合には、大洲市町家等活用改修事業費補助金返還に伴う加算金・延滞金免除申請書(様式第24号)に当該加算金及び延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第25条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種

の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。
(理由の提示)

第26条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(帳簿書類の備付け)

第27条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年度保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第28条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用が増加したと市長が認める財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において補助事業の財源の全部又は一部が国又は県の交付に付する補助金であるときは、当該財産の処分の制限の期間は当該補助事業に係る財産の処分の制限と同じ期間とする。

3 補助事業者は、やむを得ない事情により第1項に掲げる財産を処分しようとする場合には、大洲市町家等活用改修事業費補助事業財産処分承認申請書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、財産の処分が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、当該申請を承認することができる。

5 市長は、前項の規定による承認をした場合には、大洲市町家等活用改修事業費補助事業財産処分承認通知書（様式第26号）により、補助事業者に通知するものとする。

(財産の毀損又は滅失)

第29条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が、天災地変その他の事故により毀損し、又は滅失したときは、速やかに大洲市町家等活用改修事業費補助事業財産亡失報告書（様式第27号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過している場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第30条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は市職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の市職員は、大洲市職員身分証明書等その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助事業効果の状況報告)

第31条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業により生じた経済的効果その他について、毎会計年度終了後90日以内に、大洲市町家等活用改修事業費補助事業経済的効果報告書(様式第28号)を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、その報告の内容が第6条による交付申請の内容と比べ、十分でないと認めるときには、その改善のため、指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定について、市長が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第32条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、当該情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表及び漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は、補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第33条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第34条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	対象事業	対象経費	補助率	限度額
1	大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本計画において選定された主要物件及び歴史まちづくり法により認定された大洲市歴史的風致維持向上計画で定める歴史的風致形成建造物及び指定候補物件（ただし、10年間以上の一般公開の協定を本市と締結するものに限る。）の改修事業（耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。）	工事費、付帯工事費、測量及び試験費、機械器具費及び営繕費等 （用地費及び補償費は含まない。）	3分の2 以内	建物物件の延床面積に対して、600千円／坪を限度とする。
2	1の事業と併せて実施される建築物の除却、工作物の外観修景又は除却等に係る事業			
3	1の事業と併せて実施される案内看板、案内標識、休養施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に係る事業	工事費、付帯工事費、測量及び試験費、機械器具費及び営繕費等 （案内標識を除き、建築物（敷地を含む。）にこれらの施設の機能を設ける場合に限る。） （用地費及び補償費は含まない。）		

別表第 2（第 6 条関係）

（交付申請提出書類等）

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	様式第 2 号	1 部
収支予算書	様式第 3 号	
事業箇所図	任意	
現況写真、現況図及び計画図	任意	
実施設計業務概算見積書（内訳書）	任意	
不動産登記簿	任意	
権利関係同意書	任意	
法人登記書類	任意	
地域経済牽引事業計画書の写し	任意	
一般公開協定書	様式第 4 号	
その他市長が必要と認める書類	その都度市長が指定する	

様式第1号（第4条関係）

大洲市町家等活用における一般公開協定

年 月 日

大洲市（以下「市」という。）と物件所有者・借地借家人（以下「対象者」という。）とは、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第3項に定める一般公開の協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域内において、町家・古民家等の歴史的資源を活用するにあたり、一般公開を通してその歴史文化的価値を地域住民及び来訪者に提供することで、歴史的風致の維持及び向上を図ることも目的とする。

（一般公開）

第2条 対象者は、町家・古民家等の歴史的資源を活用するにあたり、営業事業等に影響のない範囲で一般公開に行わなければならない。

2 一般公開とは、常時又は時間・場所等を限定して建物内部を観覧できる状態をいう。

（建築行為等の制限）

第3条 対象者は、建築行為等について、景観計画に定める景観形成の基準を遵守し良好な景観の保全・形成に努めなければならない。

（建築行為等の届出の要請）

第4条 市は、当該協定を締結後、対象者が景観計画の趣旨に反し良好な景観を阻害するおそれのある建築行為等を行う可能性が生じた場合には、直ちにその内容について届け出るよう要請することができ、要請を受けた対象者は直ちに届出なければならない。

（財産の適正な管理）

第5条 対象者は、交付要綱に基づき補助金の交付を受けたときには、必ず火災保険等に加入するとともに、補助金を受けた行為の種別ごとに適正とされる期間、補助金の対象となった建築物等の適正な管理と保全に努めなければならない。

（その他）

第6条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、市・対象者協議の上定めることとする。

年 月 日

愛媛県大洲市大洲690番地の1

大洲市

市長

印

物件所有者（土地・建物）

住所

氏名

印

借地借家人（リース）

所在地

名称

代表者氏名

印

借地借家人（サブリース）

所在地

名称

代表者氏名

印

借地借家人（サブリース）

所在地

名称

代表者氏名

印

様式第2号（第6条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助年度	年度
2 補助金の名称	
3 補助交付申請額	円
4 補助事業の名称	
5 補助事業の目的	
6 補助事業の内容	
7 補助事業の事業期間	
8 補助事業の効果	
9 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他 事業費の参考となる書類等
10 その他	年 月 日 地域経済牽引事業計画承認

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

1 補助事業の名称	
2 補助事業者名	
3 実施時期	
4 実施体制	
5 権利関係者同意	
6 建築物の概要	
7 補助限度額の積算	
8 景観計画	
9 一般公開	
10 その他	

様式第4号（第6条関係）

収支予算書

1. 収入の部 （単位：円）

区分	予 算 額			備考 (積算根拠等)
	補助対象	補助対象外	合計	
合計				

2. 支出の部

区分	予 算 額			備考 (積算根拠等)
	補助対象	補助対象外	合計	
合計				

3. 交付申請額の算出方法 （単位：円）

事業費	補助限度額	補助率	補助金額

4. 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

経費の使用方法 経費の配分	自主実施	委託・工事請負	計

様式第5号（第8条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付決定通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった平成31年度大洲市町家等活用改修事業費補助金（事業）については、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- この補助金の対象となる事業及び内容は 年 月 日付け交付申請記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 金 円也
補助対象経費（補助限度額）金 円也
補助金の額 金 円也
- 補助事業に要する経費の配分は、交付申請書のとおりとする。
- 交付の条件は、次のとおりとする。
(1) 本事業の実施について、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に承認を受けなければならない。
ア 実施設計が完了し、改修工事の内容が確定したとき
イ 本事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
ウ 本事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
エ 本事業を中止し、又は廃止する場合
オ 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

- (2) 本補助金について、その収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、その用途を明らかにしておくとともに、支出額については、その内容を証する帳簿を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年度保存しなければならない。
- (3) 本事業により取得した財産は、市長の承認を受けないで処分してはならない。
- (4) 本事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、大洲市補助金等交付要綱及び大洲市町家等改修事業費補助金交付要綱を順守し、要綱に基づく市長の処分、指示及び請求には、異議なく従わなければならない。

様式第6号（第9条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付申請取下書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり交付申請を取り下げます。

1 補助事業の名称	
2 補助金交付決定額	
3 補助金交付決定通知書 受取日	
4 取下げの理由	
5 添付書類	取下げ理由の参考となる書類等

注 この様式は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件により補助事業が実施できない場合において、当該交付申請を取り下げるときに使用すること。

様式第7号（第10条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業事情変更通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付け大洲市指令第 号で交付決定した補助事業について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり取り消し（変更）したので通知します。

1 補助事業の名称			
2 事情変更の区分			
3 事情変更の内容			
4 事情変更の理由			
5 事情変更前及び事情変更後における補助対象経費及び補助金の額	事情変更前	補助事業に要する経費	円
		補助対象経費（補助基本額）	円
		補助金の額	円
	事情変更後	補助事業に要する経費	円
		補助対象経費（補助基本額）	円
		補助金の額	円

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業工事着手確認届

年 月 日

大洲市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり工事着手確認届を提出します。

1 補助事業の名称	
2 補助金交付決定額	
3 添付書類	実施設計図書 確認済証の写し（法令により必要とされる場合に限る。） 賃貸借契約書の写し

様式第9号（第13条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業工事着手確認通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付け大洲市指令第 号で交付決定した補助事業について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、工事着手について確認したので通知します。

様式第10号（第14条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業遂行命令書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付け大洲市指令第 号で交付決定した補助事業について、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、決定内容に従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。

様式第11号（第14条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業一時停止命令書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付けで通知した（補助事業の名称）に係る命令に違反しているものと認められるので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、当該事業の遂行を一時停止し、次により執行することを命ずる。

記

- 1 執行期日 年 月 日までに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を執ること。
- 2 報 告 上記1の措置を執行したときは、直ちに、その旨を市長に報告すること

注 この命令に違反したときは、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第21条第1項の規定により、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、また同要綱第22条第1項の規定により、当該取り消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

様式第12号（第15条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助年度	年度
2 補助金の名称	
3 補助金の交付決定額	円
4 補助金の交付済額	円
5 補助事業の名称	
6 変更等の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
7 補助金交付申請額の変更	<input type="checkbox"/> あり (変更後の補助金交付申請額 円) <input type="checkbox"/> なし
8 変更又は中止（廃止）の理由	
9 変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日
10 添付書類	

注1 この様式は、補助事業に要する経費の配分の変更及び補助事業の内容の変更の承認申請の場合若しくは補助事業を中止し、又は廃止する場合に使用すること

2 変更申請の場合は、交付申請の際の関係書類の様式を添付するものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を下段に、変更前の計画を上段に括弧書き記載して、変更前と変更後の内容を対しできるように作成すること。なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

3 中止又は廃止の申請をする場合は、申請時点における当該補助事業の進捗状況（廃止の場合を含む。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

様式第13号（第15条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業変更・中止（廃止）承認通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更・中止（廃止）について、次のとおり承認したので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

1 補助年度	年度		
2 補助金の名称			
3 補助事業の名称			
4 変更等の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止		
5 承認の内容	年 月 日付け補助事業変更・中止（廃止）承認申請書記載のとおり		
6 補助金交付申請額の変更	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
7 上記で「あり」の場合 の変更前及び変更後における補助対象経費及び補助金の額	変更前	補助事業に要する経費	円
		補助対象経費（補助基本額）	円
		補助金の額	円
	変更後	補助事業に要する経費	円
		補助対象経費（補助基本額）	円
		補助金の額	円
8 承認に際しての条件			
9 その他			

様式第14号（第15条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業執行遅延（不能）報告書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となった）ことから、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により報告します。

（事業執行遅延又は遂行困難の理由）

注 報告時点における当該補助事業の進捗状況その他必要と認められる書類を添付すること。

様式第15号（第16条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業実績報告書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業が完了したので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助年度	年度
2 補助金の名称	
3 補助事業の名称	
4 補助金の交付決定額	円
5 補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
6 補助事業の成果	
7 添付書類	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) 支払明細書 (4) その他 ・記録写真 ・供用開始（予定）届出書 ・取得財産等管理明細表 ・経済的効果等報告書（見込）
8 その他	

様式第16号（第16条関係）

事業実施報告書

1 補助事業の名称	
2 補助事業者名	
3 実施時期（実績）	
4 実施体制（実績）	
5 権利関係者同意の状況	
6 建築物等の状況 完成図面添付	
7 補助限度額の積算 （実績）	
8 景観計画の状況	
9 一般公開及び 供用開始の状況	
10 その他	

様式第17号（第16条関係）

収支決算書

1. 収入の部

（単位：円）

区分	決算額			備考 (積算根拠等)
	補助対象	補助対象外	合計	
合計				

2. 支出の部

区分	決算額			備考 (積算根拠等)
	補助対象	補助対象外	合計	
合計				

（注）収支決算書には、補助事業の施行に関して徴した領収書等の写しを添付してください。

3. 交付請求額の算出方法

（単位：円）

事業費	補助限度額	補助率	補助金額

4. 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法

経費の配分	経費の使用方法	自主実施	委託・工事請負	計

様式第18号（第17条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付額確定通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付けで提出された補助事業実績報告書について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第17条の規定に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助金交付決定通知年月日	年 月 日
2 補助金交付決定通知番号	大洲市指令第 号
3 補助年度	年度
4 補助金の名称	
5 補助事業の名称	
6 補助金の交付決定額	円
7 補助金の交付確定額	円
8 補助金の交付決定額と 交付確定額の差額	円

様式第19号（第19条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付請求書

年 月 日

大洲市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金の交付額確定通知（交付決定通知）を受けた補助事業について、次のとおり補助金を交付されるよう、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第19条の規定により請求します。

1 補助年度		
2 補助金の名称		
3 補助事業の名称		
4 交付請求の種別	<input type="checkbox"/> 確定交付請求 <input type="checkbox"/> 概算交付請求（第 回）	
5 交付請求額	交付決定額	
	交付済額	
	今回請求額	
6 支払方法	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	
7 添付書類	補助金交付額確定通知書（又は補助金交付決定通知書）の写し	
8 備考		

様式第20号（第20条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金精算書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第20条の規定により請求します。

1 補助金の名称		
2 補助事業の名称		
3 精算内容	受領額	
	支出額	
	差引過不足額	
4 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等 (3) その他	
5 備考		

様式第21号（第21条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付決定取消通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付け大洲市指令第 号で交付決定した補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第21条第3項の規定により通知します。

1 補助年度	
2 補助金の名称	
3 補助事業の名称	
4 交付決定額	円
5 取り消しの根拠	大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱 第21条第1項第 号 ()
6 取り消しの内容	<input type="checkbox"/> 全部取り消し <input type="checkbox"/> 一部取り消し
7 取り消しの理由	
8 備考	

様式第 2 2 号 (第 2 2 条関係)

大洲市町家等活用改修事業費補助金返還命令書

大洲市指令第 号
年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付け大洲市指令第 号で取消 (交付額確定) 通知した補助金について、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第 2 2 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 返還金額		円
2 返還期限	年 月 日まで	
3 返還の根拠	要綱第 条第 項 ()	
4 返還方法	添付の納入通知書による。	
5 補助金交付決定通知年月日	年 月 日	
6 補助金交付決定通知番号	大洲市指令第 号	
7 補助年度	年度	
8 補助金の名称		
9 補助事業の名称		
1 0 補助金の交付決定額		円
1 1 補助金の交付確定額		円
1 2 補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	合計	円
1 3 備考		

注 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、大洲市補助金等交付要綱第 2 4 条第 2 項の規定により、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額) につき年 1 0 . 9 5 % の割合で計算した延滞金を市に納付することとなります。

様式第23号（第23条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金消費税額確定報告書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第17条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第24号（第24条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助金返還に伴う加算金・延滞金免除申請書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け大洲市指令第 号により請求のあった補助金返還に伴う加算金・延滞金を次のとおり免除していただきたく、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第24条第6項の規定により申請します。

1 加算金額		円
2 延滞金額		円
3 免除申請金額	(1) 加算金額	円
	(2) 延滞金額	円
4 免除申請理由		
5 備考		

※ その他参考となるべき書類を添付してください。

様式第25号（第28条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業財産処分承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

次の理由により財産を処分したいので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第28条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助年度	年度
2 補助金の名称	
3 補助事業の名称	
4 処分しようとする財産	
5 処分内容	<input type="checkbox"/> 目的外使用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 処分しようとする理由	
7 処分の相手方の氏名 又は名称及び住所	
8 処分に伴う補助金返還 の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

様式第26号（第28条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

大洲市長 印

年 月 日付けで申請のあった財産処分について次のとおり承認したので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第28条第5項の規定により通知します。

1 処分しようとする財産	
2 処分内容	
3 処分の相手方の氏名又は 名称及び住所	
4 備考	

様式第27号（第29条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業財産亡失報告書

年 月 日

大洲市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が天災その他の事故により亡失したので、大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第29条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助年度	年度
2 補助金の名称	
3 補助事業の名称	
4 亡失した財産の名称	
5 亡失した財産の所在地	
6 亡失の区分	<input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 滅失
7 亡失の状況	
8 亡失の原因	
9 亡失年月日	
10 亡失後の対応	

注 毀損又は滅失前後の図面、写真等を添付してください。

様式第28号（第31条関係）

大洲市町家等活用改修事業費補助事業経済的効果報告書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

大洲市町家等活用改修事業費補助金交付要綱第31条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業としての経済的効果

	当初見込	年度	年度	年度	年度	年度
付加価値額						
売上						

注1 地域経済牽引事業計画に基づいて記載すること

2 代表申請者以外についても提出すること

2 経済的効果の積算根拠

3 営業損益

	年度	年度	年度	年度	年度	累計
営業損益						

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。